日本大衆党指令第5號

昭和四年五月十六日

日本大衆党常任中央執行委員会

党内攪乱者の除名に関する指令

(一)

昨年十二月七党大衆の要望に基づて結成せられた日本大衆党は地方聯合会及支部の活躍にも拘らず本部を中心として屡々混乱が起りために党は絶えず不統制を加へ外観を呈し今や旧農民党の脱退攪乱者の除名事を見たがこれは本部として真に[illegible]次第である。

党の(結成)当初より旧農民党幹部と旧無産大衆党幹部とは双方とも微弱なる旧党派を維持しつゝ互に内部闘争をくり返して来た。本部はこの両者の妥協的態度が七党大衆の合同精神を蹂躙し党を分裂せしめるの明らかなるを認めし従って之れを清算せんとしたが七党大衆の精神を尊重し、両者の間に立つて合同協力に努力した。